

あんしんケアセンターにおける介護予防支援業務の公正・中立性評価基準

1 趣旨

あんしんケアセンターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価については、この評価基準に基づき、市が実施するものとする。

生活自立・仕事相談センターについて

2 対象サービス種類

- (1) 介護予防訪問介護
- (2) 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション

3 評価方法

(1) 時点評価

【時点評価については、平成20年度以降、毎年度1回実施するものとする】

各年度で、各あんしんケアセンターが特定月（※）に作成した介護予防プランのうち上記2に掲げる各サービスが位置づけられているものに関し、最も利用の多い特定の事業者（法人）が提供するサービスへの集中状況を評価する。

具体的には次の方法により特定の事業者（法人）の占有率Aを算定し、下記の判定基準数値を超過しているあんしんケアセンターを抽出する。

※時点評価を行う特定月については、あんしんケアセンター等運営部会の開催時期を考慮し決定するものとする。

①介護予防訪問介護

$$\begin{aligned} & \cdot \text{特定月に作成され、A社の介護予防訪問介護が} \\ & \quad \underline{\text{位置づけられた介護予防ケアプランの件数}} \\ & \text{特定月に作成され、介護予防訪問介護が位置} \\ & \quad \underline{\text{づけられた介護予防ケアプランの作成件数}} \end{aligned} = A' \left\{ \begin{array}{l} \text{【判定基準数値】} \\ \leq 50\% \rightarrow \text{問題なし} \\ > 50\% \rightarrow \text{問題ありと推定} \end{array} \right.$$

②介護予防通所介護

$$\begin{aligned} & \cdot \text{特定月に作成され、A社の介護予防通所介護が} \\ & \quad \underline{\text{位置づけられた介護予防ケアプランの件数}} \\ & \text{特定月に作成され、介護予防通所介護が位置} \\ & \quad \underline{\text{づけられた介護予防ケアプランの総件数}} \end{aligned} = A' \left\{ \begin{array}{l} \text{【判定基準数値】} \\ \leq 50\% \rightarrow \text{問題なし} \\ > 50\% \rightarrow \text{問題ありと推定} \end{array} \right.$$

※偏りの基準値としては、合理的な50%とする。また、訪問介護サービスと通所介護サービスとの個別な値の必要性については、現在、千葉市をサービス提供地域にしている市内の訪問介護サービス事業者数は約240、また、通所介護・リハを実施している市内の事業者数は約280あることから、事業者が容易に選択できることから個別の値は設けない。

上記により、判定基準数値を超過したあんしんケアセンターに対し、そのような状況になった理由について、ヒアリングを実施する。

(2) 期間評価

【期間評価については、平成20年度以降、毎年実施するものとする】

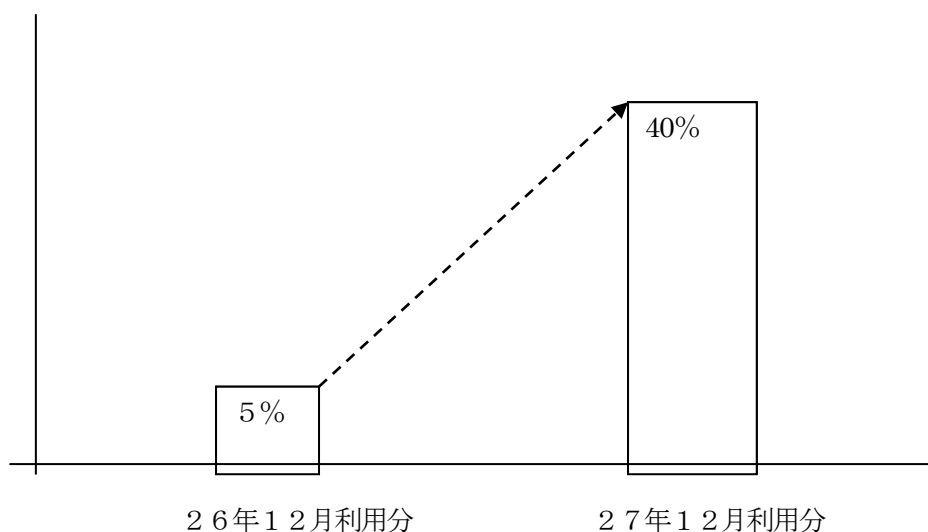
上記3の時点評価（特定月）の占有率Aが30%を超えており、かつ、特定月の前年同月の占有率と比較して占有率Aが30ポイント以上増加している（＝特定の事業者への集中化が進んでいる）あんしんケアセンターに対し、そのような状況になった理由について、ヒアリングを実施する。

【ヒアリング実施対象となる例】

当該年度の占有率＝40% > 30%

対前年度同月比占有率Aの増加＝40%－5%＝35ポイント ≥ 30ポイント

(例)



4 問題ありと認められたあんしんケアセンターに対する指導

ヒアリングの結果、正当な理由（※）がなく、問題があると認められるあんしんケアセンターについては、判定基準数値以下とする目標時期を明示した是正計画を提出させるなど、指導を行うものとする。

※ 正当な理由

- ① 複数のサービス事業者を紹介し、かつサービスの質が高いことなどにより利用者が強く希望した場合
- ② 当該圏域に5事業所未満である場合などサービス事業者が少数である場合
- ③ その他正当な理由がある場合

例：適切なアセスメントの結果、作成した介護予防プランに位置づけられたサービスを提供する事業者が限定された場合

5 あんしんケアセンター等運営部会

上記4によりあんしんケアセンターを指導した結果について、市はあんしんケアセンター等運営部会に報告するものとする。

6 判定基準数値の見直し

上記3及び4に掲げる判定基準数値については、あんしんケアセンターにおける予防支援業務の実態に応じ見直しを行うものとする。